



# 食品衛生責任者

**食品衛生責任者は、食品の製造や販売にかかわる資格です。**

自治体で規定が異なることもありますが、食品衛生法の規定により、飲食物を提供する事業者は、**少なくとも食品衛生責任者 1 人を配置しなくてはなりません。**(規模により配置しなければならない食品衛生責任者の人数が変わることもあります)

食品衛生責任者に求められる役割は、設備の衛生確認と改善、従業員の健康管理、衛生管理表の作成、食材の管理などです。食中毒などを出さないように、食材や設備、従業員の適切な管理が求められます。

食品衛生責任者については、**店舗販売かネット販売かに関わらず、食品を扱う事業者であれば、基本的に資格の取得が義務付けられています。**

食品衛生責任者の資格には**期限はありません。**

更新手続きは義務付けられていない資格のため、一度取得してしまえば一生使える資格です。但し、一定の期間や機会に受講が義務付けられている講習や研修がある場合もあります。

## ●食品衛生責任者の資格を取得する方法●

### 【リアルの講習会に参加する】

食品衛生責任者は、**都道府県の実施する特定の講習会に参加**することで資格を取得できます。

インターネット検索で「食品衛生責任者 資格 ○○（お住まいの都道府県名）」と検索していただくと、該当の都道府県の食品衛生協会のページがヒットします。そちらから講習を受ける手続きを進めてください。

#### 【参考】

東京都食品衛生協会

<https://www.toshoku.or.jp/training/>

北海道食品衛生協会

<http://www1.odn.ne.jp/hokkaido-syokyo/kousyukai.html>

### 【オンラインの講習会に参加する】

オンラインで資格を取ることも可能になりました。

各都道府県の食品衛生協会の HP から「eラーニング」で講習が受けられます。

リアル会場に行くのが難しいという方は、オンラインで資格取得を進めてください。

東京都食品衛生協会 eラーニング

<https://www.toshoku.or.jp/training/e-learning.html>

北海道食品衛生協会 eラーニング

<http://www1.odn.ne.jp/hokkaido-syokyo/elearning.html>

**※次の資格をお持ちの方は、養成講習が免除となります※**

- ・ 調理師
- ・ 製菓衛生士
- ・ 栄養士
- ・ 船舶料理士
- ・ と畜場法に規定する衛生管理責任者
- ・ と畜場法に規定する作業衛生責任者
- ・ 食鳥処理衛生管理者
- ・ 食品衛生管理者又は食品衛生監視員の資格要件を満たす者

以上の資格をお持ちの方は、申請するだけで食品衛生責任者資格の取得ができます。

## ●講習を受ける●

食品衛生責任者は、都道府県知事指定の養成講座を受講し保健所に申請することで、取得できます。

養成講座では、**食品衛生学、衛生法規（食品衛生法）、公衆衛生学の計 6 時間**ほどの講座を受講し、理解度を深めるための**確認試験**を受けます。

受講費用や講習日時は各都道府県にて異なりますので、**必ず各都道府県の食品衛生協会の HP を確認**するようにしてください。

**食品衛生責任者の資格取得に関してのご不明点については、各都道府県の協会にお問合せ下さい。**